

平成 24 年度黒滝村財政健全化判断比率の概要について

(単位 : %)

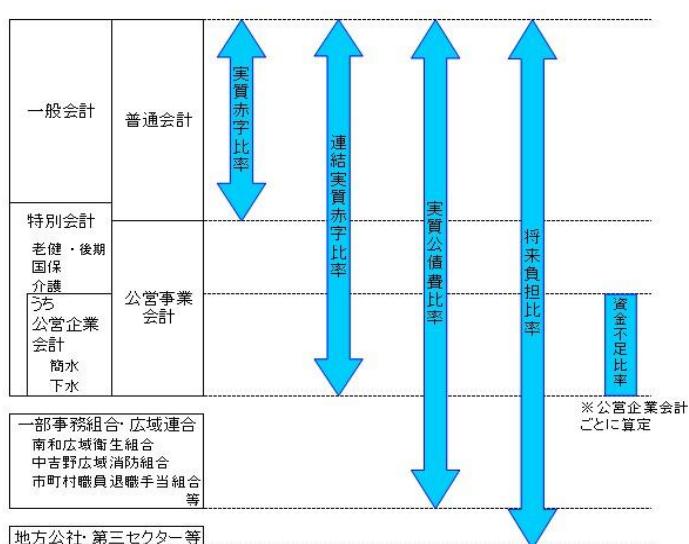
年度別	標準財政規模	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
平成 24 年度	857, 206 千円	-8. 43 (黒字)	-9. 87 (黒字)	9. 2	-43. 0
平成 23 年度	853, 652 千円	-16. 57 (黒字)	-16. 74 (黒字)	11. 6	-21. 4
早期健全化基準		15. 00	20. 00	25. 0	350. 0
財政再生基準		20. 00	40. 00	35. 0	

・ 公営企業会計の資金不足比率

(単位 : %)

年度別	会計名	資 金 不 足 比 率
平成 24 年度	簡易水道事業会計	—
	下水道事業会計	—
平成 23 年度	簡易水道事業会計	—
	下水道事業会計	—
経営健全化基準		20. 0

※健全化判断比率等の対象について



地方公共団体の財政の健全化に関する法律の概要及び用語の説明について

・ 健全化判断比率の公表

地方公共団体は、毎年度、次の健全化判断比率を監査委員の審査に付した上で、議会に報告し、住民に公表しなければなりません。

- ①**実質赤字比率**（一般会計の赤字額を村税等の財源の規模と比較して指標化し、財政運営の深刻度を示します。）
- ②**連結実質赤字比率**（全会計の実質赤字等を村税等の財源の規模と比較して指標化し、村全体としての運営の深刻度を示します。）
- ③**実質公債費比率**（借入金の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示します。）
- ④**将来負担比率**（借入金や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示します。）
- ⑤**資金不足比率**（公営企業の資金不足を、料金収入の規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示します。）

・ 早期健全化基準

比率のうちのいずれかが早期健全化基準以上の場合には、財政健全化計画を定め、議会の議決を経て、速やかに住民に公表するとともに、総務大臣・県知事へ報告します。また、毎年度、計画の実施状況を議会に報告し、住民に公表します。

計画の実施状況を踏まえ、財政の早期健全化が著しく困難であると認められるときは、総務大臣又は県知事より必要な勧告が行われます。

・ 財政再生基準

比率のうち実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率が財政再生基準以上の場合には、財政再生計画を定め、議会の議決を経て、速やかに住民に公表するとともに、総務大臣に協議し、同意を求めます。また、毎年度、計画の実施状況を議会に報告し、住民に公表します。

計画に総務大臣の同意を得ている場合でなければ、災害復旧事業を除き地方債の借入ができません。

●黒滝村財政健全化判断比率の推移について

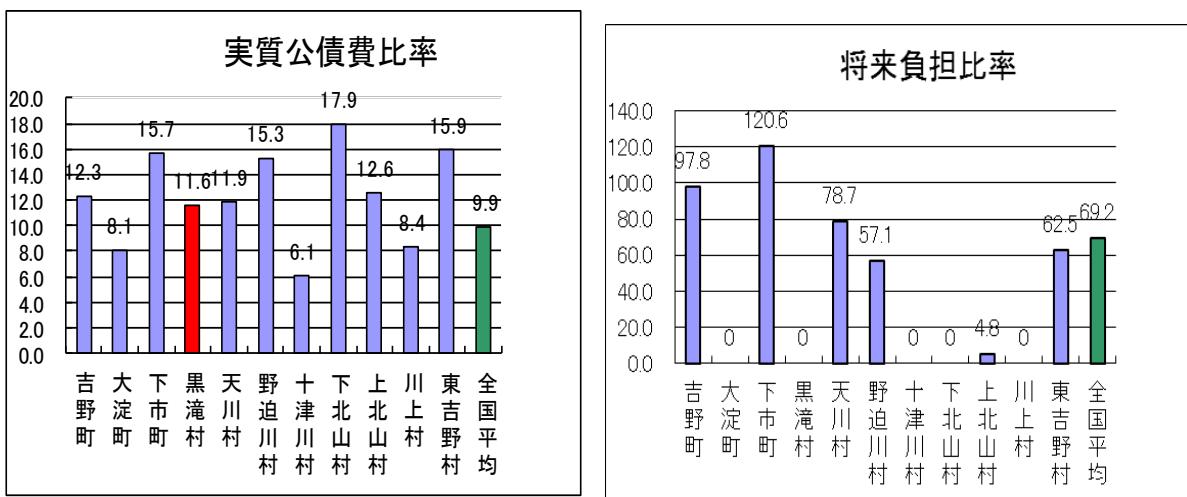
黒滝村の平成 24 年度決算における健全化判断比率、資金不足比率及び将来負担比率は、いずれも基準を超えてる比率ではなく、堅実な財政運営に努めてきた結果が反映されたものとなっています。

しかし、財政状態を考える際には、他市町村の状況との比較や他の財政指標もあわせて考える必要があります。

下記の近隣町村との比較（参考①）では、実質公債比率は吉野郡内では8番目の高さですが、将来負担比率では低い位置にあります。また、他の財政指標（参考②）では、経常収支比率は、93.3%で100%を下回りました。前年度より改善があったものの、財政構造的に弾力性がなく厳しい状況にあります。

今後の見通しについても、地方交付税の減少や人口減少に伴う税収の減少、高齢化に伴う扶助費の増加などにより財政が好転する要因はなかなか見当たらない状況にあることから、財政の健全性を保つ不斷の努力が必要となります。

・参考①：吉野郡内の町村と全国市町村平均の健全化判断比率 [平成 23 年度決算]



・参考②：その他の決算指標 [平成 24 年度決算暫定値]

年度別	経常収支比率	地方債現在高	積立金現在高
平成 24 年度	93.3%	1,049,427 千円	1,047,988 千円
平成 23 年度	99.3%	1,138,443 千円	936,245 千円
平成 23 年度 奈良県内町村平均	94.1%	5,384,359 千円	2,086,144 千円

※ 経常収支比率…普通会計が経常的収入の範囲内で経常的支出をまかなえているかを見るための財政指標。

この比率が100%を超えると臨時収入や基金の取り崩しが必要な状況であることがわかります。